

商工農林水産委員会記録

[第2日目]

1 日 時 平成29年 6月16日 (金曜日)

開 会 午前 9時58分

閉 会 午前11時05分

2 場 所 第3委員会室

3 出席委員 9人

委員長 成田光雄

副委員長 高田真里

委員 泉英之

// 小西直樹

// 大島満

// 橋本雅雄

// 佐藤則寿

// 金厚有豊

// 柞山数男

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【農業委員会】

事務局長	増山 聡
事務局次長	高嶋 善秀
事務局長代理（振興係長）	喜多 伸吉

【農林水産部】

農林水産部長	篇原 幸則
農林水産部理事（部次長）	松島 十三男
部次長（技術担当）	井水 清智
農林事務所長	大沢 亮
地方卸売市場長	経塚 達也
農政企画課長	池口 昌博
農業水産課長	本林 成元
森林政策課長	桐溪 修一
農村整備課長	前田 信康
農林事務所農業振興課長	浅畑 義仁
農林事務所農地林務課長	谷井 政人
地方卸売市場次長	野村 学
営農サポートセンター所長	吉野 敦
農政企画課主幹（調整担当）	三邊 泰弘

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課副主幹	朝倉 雅彦
議事調査課副主幹（議事係長）	石黒 隆司
議事調査課主任	平野 霞

7 会議の概要

委員長 ただいまから、商工農林水産委員会を開きます。
これより、農業委員会所管分の議案の審査を行います。

議案第90号 富山市農業委員会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

農業委員会 〔挨拶〕

事務局長

農業委員会 〔議案第90号について、
事務局次長 議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

大島委員 農地利用最適化推進委員について、担当区域を定めて募集とありますが、担当区域は幾つくらいに分けられて、それぞれ何名くらいか教えてください。

農業委員会 担当区域は市で15ブロックを予定しております。
事務局次長 す。概ね3名程度の配置を現在考えております。

大島委員 3名以上が応募された場合は、どのように配慮されるのか教えていただけますか。

農業委員会 事務局次長 今後、選考に関しましては評価会議というものを農業委員会の中で設けますので、その中で調整することになります。

小西委員 ちょっと戻ると思いますがけれども、募集の方法は、どういうふうになるのでしょうか。

農業委員会 事務局次長 募集の方法は、まず個人からの推薦、団体からの推薦、みずからの応募の3つの方法がございます。あとは申請書を郵送なり、持参していただければよいわけでございます。

小西委員 今の3つの方法ですけれども、募集の案内や広報はどうするのですか。

農業委員会 事務局次長 広報とやまでも案内いたしますし、申請書については農業委員会はもちろん、各地区センター、また、市のホームページからダウンロードできる方法をとる予定でございます。

小西委員 知らせるのは市の広報のみということですね。もちろんホームページなどにも出ると思えますけれども……。

農業委員会 今のところは市のホームページと広報を予定
事務局次長 しております。

委員長 ほかにないようですので、これをもって、議案
の質疑を終結いたします。
これより、議案第90号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第90号を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、本案件は、原案可決されました。
以上で、農業委員会所管分の議案の審査を終了
いたします。
次に、農業委員会所管分で、議案以外に、何か
質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。

以上で、農業委員会所管分を終了いたします。
農業委員会の皆さんは、退室願います。
説明員を交代いたしますので、しばらくお待ち
ください。

〔農業委員会退室／農林水産部入室〕

委員長 これより、農林水産部所管分の議案の審査を行
います。
議案第82号 平成29年度富山市一般会計補
正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正
中、歳出第6款農林水産業費、
議案第83号 平成29年度富山市公設地方卸
売市場事業特別会計補正予算（第1号）、
以上2件を、一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

農林水産部長 〔挨拶〕

農林水産部理事 〔議案第82号中
農林水産部所管分の概要について、
議案説明資料により説明〕

農政企画課長 〔議案第82号中
中山間地域等担い手農地集積支援モデル事業に
ついて、
議案説明資料により説明〕

農林事務所〔議案第82号中
農地林務課長 “G7富山環境大臣会合パラレルセッション
開催記念”未来に繋ぐ小学生植樹体験事業に
ついて、
議案説明資料により説明〕

農業水産課長〔議案第82号中
水産物供給基盤整備事業について、
議案説明資料により説明〕

地方卸売市場次長〔議案第83号について、
議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

大島委員 議案説明資料2ページ、3ページの中山間地域
等担い手農地集積支援モデル事業の件で、この
補助金につきましては初年度だけ出るのか、1
0年間継続で出るのか教えてください。

農政企画課長 初年度だけの交付となります。

大島委員 それでは10年間の途中で、もしこれをやめる
という形になった場合は、返還ということもあ
り得るかどうか教えてください。

農政企画課長 県の最終要綱をまだ確認していないのですけれども、基本的には返還要件になると思います。

大島委員 5反当たりで一50アールですけれども、大体この補助金の見込みで50件くらいを見込んでおられるように読めるのですが、そういう見込みというのはもうある程度把握していらっしゃるのですか。

農政企画課長 正直なところ、現段階では具体的な数字は見込んでおりません。ただ、今回の数字の根拠といたしましては、昨年度の中山間地域における新規の農地の貸し借り、担い手の貸し借りの面積を参考に数字を見込んでおります。

泉委員 今の質問に関連してなのですが、今、若手新人議員のほうで担い手という言葉の定義がよくわからないという押し問答がございまして、この議案説明資料の中に担い手と書いてあって、交付対象者が認定農業者となっておりますが、担い手の定義をレクチャーいただきたいと思います。

農政企画課長 担い手の定義といたしましては、まずは認定農業者ということになります。認定農業者はどういうものかといいますと、農業者みずからが農業経営改善を図ろうということで、農業経営改

善計画というものを策定しまして市町村に提出します。その計画の中では5年後の目標として所得が500万円以上、労働時間が2,000時間—5年後にそうなるといったような営農の計画を立てまして、それを市が認定し、その認定したものが認定農業者ということになります。それで、まずはその認定農業者を担い手としておりますし、あとは任意の集落営農組織を担い手として扱っていますし、集落営農でも法人化したもの—大体、法人化された集落営農につきましては、まずは認定農業者の認定を取られますので、そういった認定農業者と任意の集落営農組織を担い手として位置づけております。

泉委員

そうしたら簡単な質問なのですが、商工業における、いわゆる担い手とは使い方が全然違うという認識でよろしいですか。

農政企画課長

はい。あくまでも、とにかく農業として専門にやっていきますよという方—いわゆる専業農家的な方なのですけれども、そういった方を担い手とすることで位置づけております。

泉委員

わかりました。ありがとうございます。
ページが変わりまして、議案説明資料の4ページ、5ページの未来に繋ぐ小学生植樹体験事業についてなのですが、この山田ふれあい森林公

園で植えられる木の種類が、もしわかりましたらお願いします。

農林事務所 植樹する樹種につきましては、コナラ、ミズ
農地林務課長 ナラ、コブシ、ヤマザクラ、マンサク、カエデ、
ツツジを現在計画しております。

泉委員 けさほどの新聞でちょっと見たのですが、富山
県のほうでは環水公園のところに桜を植えるた
めに、その苗木を中央農業高校等に一旦預けて、
大きくなったものを今、移植するという記事が
ありました。またこれはあくまで希望だけなの
ですが、そういった植樹をした一苗木が小さか
ったらすぐ折れてしまいますけれども、大き
くなったときに市の施設に転用できるような、広
いやり方があればなという提案です。ただ単に
山田ふれあい森林公園に植えたままよりも、専
門業者だったら植える時期ならわかると思うの
で、市の公益施設の公園だとか、欲しいなとい
うところには大きくなったものを移植するとか、
柔軟に対応できるような施策も検討してくだ
さい。

佐藤委員 今、質問が出ましたので確認なのですが、
今の事業の富山市子どもの村一既に今、教育委
員会と当然、連携を取っていると思うのですけ
れども、富山市内の子どもたちはそこで宿泊学

習を行っていると思うのですが、これは現状でも5年間で全ての子どもたちが富山市子どもの村の宿泊学習に参加するという教育委員会のカリキュラムにそのまま合わせたということですか。それとも、あえて教育委員会のほうで掌握している宿泊学習一日帰りもあったりいろいろして、あえて今回はそういう意味でカリキュラムの変更もあるのか、そこら辺の連携についてちょっと確認をしたいと思います。

農林事務所 農地林務課長 この山田ふれあい森林公園のほうに選定した理由ですけれども、まずここで小学生4,000人が植樹できる場所ということで選定先を探しておりました。その中で環境部、教育委員会のほうとも協議しまして、それでちょうどこの子どもの村のほうで宿泊学習があるということで、それに合わせて実施できるということで今回ここに選定いたしました。

佐藤委員 確認ですけれども、教育委員会のほうで既にこれまでも5年間で全ての子どもたちが宿泊学習をこの山田の一昔、何と言っていたか忘れましたがけれども、その宿泊学習をずっとこの5年間で全てやっているという、これまでのカリキュラムに一いろいろなことをやったと思います。手づくりで何かやったり、宿泊学習で自然環境とのふれあいだとか、さまざまな一このパラレ

ルセッションはその目的はちょっと違うのですけれども、いずれにしても環境について、CO2削減について、学習もまた改めて必要ということで、これまでやっていたものに対してこの体験学習もしようというふうになったと思うので、ただカリキュラム自体が、要するにもともと5年間で全ての子どもたちがその宿泊学習をやるとなっていたかということについてだけちょっと確認したかったのです。

農林事務所 農地林務課長 こちらで聞いておりますのは、小学校のほうでは、年間にその65校ですか、その日程を組んでおりまして、毎年これを実施しているというふうに聞いております。

佐藤委員 もう1点、すみません。別件で地方卸売市場の件について、長らく改修といいますが懸案になっていたことですので、今回こういったことができるのかという構想を立てる最初の段階だと思っておりますが、一応、補正理由にも書いてありますが、改築などの対策が必要な施設であるという認識のもと、この補正ですので大ざっぱに今後のスケジュールみたいなものがあるものでしたらお聞かせいただきたいと思います。

地方卸売市場次長 議員お尋ねの今後のスケジュールにつきましては、この基本構想策定業務の中でPFI等の手

法を想定した事業スケジュール等も含めて検討することとなっておりますので、現在のところ未定でございます。

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第82号中農林水産部所管分、議案第83号、以上2件を一括して討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第82号中農林水産部所管分、議案第83号、以上2件を一括して採決いたします。
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、各案件は、原案可決されました。
以上で、農林水産部所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、報告案件として提出されている
報告第11号 平成28年度富山市繰越明許費

繰越計算書、第6款農林水産業費、第11款災害復旧費、
報告第12号 平成28年度富山市繰越明許費繰越計算書、
報告第15号 債権放棄報告の件中、農林水産部所管分、
報告第31号 経営状況報告の件（株式会社八尾サービス）、
報告第32号 経営状況報告の件（株式会社ほそいり）、
以上5件を、一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

農林水産部理事 〔報告第11号
平成28年度富山市繰越明許費繰越計算書中
農林水産部所管分について、
報告第12号について、
議案説明資料により説明〕

農村整備課長 〔報告第15号について、
議案書により説明〕

農林事務所 〔報告第31号について、
農業振興課長 議案書により説明〕

農林事務所 〔報告第32号について、
農地林務課長 議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
 質疑はありませんか。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって、質疑を終結
 いたします。
 なお、ただいまの報告案件につきましては、議
 決不要のものです。
 次に、農林水産部所管分で、議案及びただいま
 の報告以外に、何か質問はありませんか。

大島委員 八尾中核工業団地の維持管理で草刈りというの
 は、こちらの御担当でよろしいですか。実は昨
 日、熊の駆除で事故がありました。八尾町三
 田というのは中核工業団地から一、二キロメー
 トルのところで、きのうの事故は先週1頭駆除
 して2頭目だったそうです。中核工業団地は熊
 が非常に出るということで管理・委託をしてい
 ただいているところでありますので、中核工業
 団地で熊の事故があるとイメージダウンにな
 ると思いますので、ぜひ管理のほうをお願い
 したいと思うのですがいかがでしょうか。

委員長 要望ですか。

大島委員 はい。

農林水産部長 中核工業団地は市から委託をしているわけではなくて、八尾サービスが自主事業として土地管理を行っております。その中で草刈りなどを行っております。ただ、回数などは工業団地からの依頼で草刈りなどに行きますので、すみませんが、詳しくは存じておりません。熊の駆除については、確かにあのあたりは、毎年、工業団地の下のほうまで熊の目撃情報等があります。非常に気になっているところなのですが、特にことしは議員がおっしゃられるとおりが多く、多いと。というのは、聞いたところによりますと、2年前ですか一平成27年に木の実などが豊作で熊の子どもがたくさん生まれて、その子どもが脱落せずに生き延びられたということで、ことしで2歳くらいで親離れをしたものが、好奇心がありますし、ちよくちよくいろいろなところへ出て来ているのではないかとということです。

今回の一きのう、おとといの事故に関しては県のほうがしておられました事故でちょっと手違いがあったということなのですが、うちのほうもあのあたりは猟友会等でかなりパトロールをしておりますので、もし目撃情報等があれば適正に処理したいと思っております。

泉委員 関連してなのですが、鳥獣害一例えば熊が出たときは、今、対応が県だとおっしゃられました

よね。

農林水産部長 すみません。昨日の件は県のほうが国からの補助事業で仕掛けたわなということで、予想してないものが引っかけたというもので、そういうトラブルになったということです。

泉委員 亀谷はとても熊が出るところなのですけれども、熊が出たというときの対応は、市の行政センターなり、そういうところへ訴え出て、どういう流れで猟友会までいくのか教えていただきたいのですが。

農林水産部長 いろいろな経路であるのですが、警察のほうへ連絡される方、市のほうへ連絡される方がおり、そういった市のほうへ連絡がきた場合でも警察へ連絡しますし、学校関係、保育所関係へも全て連絡します。それからまた猟友会へお願いしまして、本当に熊なのかどうかの現地の確認ですね。よく熊とイノシシとか、まれには犬だったとか、そういうこともございますので、それを確認した上で確実に熊だったということになれば、付近のパトロールです。あとは、車による広報ですとか無線によるものを行っております。

泉委員 よくわからないのが、猟友会はどこから頼まれ

て出て来るのですか。

森林政策課長 猟友会員の中で市で鳥獣害があったときに対策していただく実施隊員という方を市のほうで任命しております。情報があった場合、その方々に市のほうから連絡をして現地の調査をしていただくという形になっております。

泉委員 それで、今回猟友会という組織の中で県のわなだったから県から依頼したと。ということは、今度は市からの依頼であれば、市のほうが対応ということになるのですか。

森林政策課長 今回の件につきましても、県が設置しているわなですけれども、最終的には熊ということですので、県のほうから市のほうへ連絡をいただいて市の実施隊員として行っていただいております。今回の職務についても市の実施隊員としての駆除活動の一環ということで対応しているところでございます。

泉委員 それで、まことに気の毒な話なのですが、猟友会の方が負傷されて一顎をかまれたとかいう話なのですが、そういったときの補償みたいなものはやはり市のほうで対応されているのですか。

森林政策課長 この実施隊員制度というのは平成27年4月

1日から設置いたしまして、今、議員がおっしゃったような事故が起こった時の対応ということが一つあります。市の非常勤職員という対応で任命しておりますので、公務災害としての補償をする形となっております。また実施隊員としまして、実はそれ以外に各隊員に保険もかけておまして、今回の場合は公務災害と一部保険対応で対応するというところでございます。

泉委員

ありがとうございます。あと関連して、山の人間なものですから何でも聞くのですが、猿について、昨年度だったと思いますが、大山のほうに皆さんで見えられて、猿の対策についてのタウンミーティングでおっしゃられたと思うのですが、大山のほうで上滝駅前—このあたりではまちなかなのですが、大山庁舎のほうにぽんぽんぽんぽん三十、四十頭の猿が徘徊しています。1週間から10日おきに毎日出ています。それであるときのタウンミーティングの中の話で、猿は市内だけではなく、ほかの市町村にも行くので県のほうの担当で協議をするみたいな—協議というか、そういう頭数の確認だとかそういうものをされると聞いたのですが、その辺の区割りといいますか、富山市としての取組みと富山県としての取組み、その連携みたいなものをちょっと教えていただけないでしょうか。

森林政策課長 ニホンザルにつきましては、富山県ニホンザル保護管理計画というものを県で策定しております。議員がおっしゃるように富山市内にだけいるというわけではございませんので、群れの単位といたしましては一群といたしますか、住んでいる生息群に依じてその中で何頭生息しているかという、その生息数を県のほうでいつも確認されまして、実はそれに基づいて年間何頭捕獲してもよいという捕獲可能数というものを決定されます。この捕獲可能数につきましては、市のほうから当然、要望を一大山地域ですとやはり猿の被害が多いので、できるだけ捕獲したいというようなことで県のほうへは要望を出すのですけれども、富山県ニホンザル保護管理計画の委員会の中で一これは有識者の方々が入られた委員会なのですけれども、その中で実際にこの群れの中に何頭いると。何頭だったら捕獲していいよという、その数を決められまして、それを市のほうにこういう形でこの捕獲数の範囲であれば捕獲していいよというような指示をいただいた上で、その捕獲数の中で捕獲活動をしております。

泉委員 それでいつも疑問なのですが、猿の頭数確認については県のほうではどのような方法で何頭いるかを確認しているのですか。

森林政策課長 前回、特に大山地域につきましては、県の職員の方が実際に目視によるカウントをされて数の把握をされたというふうに聞いております。

泉委員 そうしたらぜひ私たち山の人間としたら—これは要望なのですが—果たして大山地域にいる猿の群れが八尾地域の群れと違うのかどうかの確認は多分できていないのではないかと思います。その辺はいかがですか。

森林政策課長 群れにつきましては、実は猿が実際に生息しておりますのは富山市内でいいますと細入、大沢野、大山地域です。それで、議員がおっしゃるとおり本当にそれを確認できるのかというところもあるのですけれども、主にやはり縄張りとして生息する場所というのはやはり大体決まっているというふうに聞いておりまして、その周辺で出没しているものを確認しているとのことでございます。そこについては県のほうにお話があったことについては伝えさせていただきたいと思っておりますけれども、一応、今までは群れを生息地での管理としてやっているというところでございます。

泉委員 それで有峰のほうにも猿の群れがいて、私たち亀谷の群れと同時にいるということは2つの群れがあるということなので、あのエリアでさえ

2つの群れがあって亀谷に出る群れと上滝に出る群れがどうなのかは、その因果関係もわからないものですから、県のほうにぜひお願いしたいのが、麻酔銃なんかで強制的に捕獲できるかは難しい話だとは思いますが。発信器を埋め込むみたいな一過去によく鳥獣害の被害がありました。そういったことで発信器によって電波を拾って群れの個体数を確認するという方法をぜひ県のほうに要望していただいて、その後、保護ですが、発信器を捉えた上で地域住民がその発信器を使って例えば警報する—サイレンを鳴らすわけではないですが、それを認知できるようなシステムの構築を考えていただきたいというのが私の要望です。

森林政策課長 今のは要望ですか。

泉委員 はい、要望です。

森林政策課長 県のほうもやはり、実際に、委員がおっしゃるような形で捕獲して発信器をつけて情報を捉えるというようなことは、過去にもやられたことがあります。ただ常時やっていらっしゃるわけではないものですから、できるだけそういうふうなことをして、より実態に近づいている数の捕獲というのをまた会議の中ではお願いしていきたいと思えます。

泉委員

もう1つ要望があって、その発信器で群れを確認できた場合ですが、今いろいろな一例えば、コンビニでは若い子が聞こえるような周波数で、コンビニから若い子を追い払ったというようなことがあるのですが、今、研究の中で猿にしか聞こえない音域のもので猿が来たという確認ができれば、要は、その周波数の音波を流して山に帰すみたいな、そういうシステムができつつあるらしいので、それも1つ提案として県のほうへ申し入れていただければと思います。これも要望です。

小西委員

海岸線の古志の松原のマツクイムシの問題ですけれども、県と市で協力されて被害木は非常に少なくなっていると思います。とりわけ、私の住んでおります大広田のほうは、ことしの5月に見てまいりましたが、ほとんどなかったのですね。ただ浜黒崎小学校の東側に、特に民家に近いところにまだあって、民家の庭にもあるので、非常に難しい問題もありますけれども、民家の人たちに、住民の人たちの了解も得ながら県とも協力していただいて、ぜひともこのマツクイムシの絶滅に対してひとつ頑張っていただきたいという要望です。

金厚委員

農林水産部長にちょっと聞きたいのですが、よろしいですか。イノシシに電気柵は相当一俗に

言う新予算の中で配当しておりましたね。今でも電気柵に対して予算は相当出しているのですか。

農林水産部長 今でも出しております。市が直接ではなくて、そういう協議会をつくっております。そこへ国のほうから直接お金が入ってきます。これに関しては被害があったところにしか手当てできないのですね。材料を100%出しまして、地元住民の方々が電気柵を設置するということで、あくまでも被害があった場合でございます。これで年間3,000万円以上出しております。隣までもう被害がいついていと。来週にはうちの田んぼへも来るだろうと。そういう恐怖もありますので、そういう場合は市のほうでも今年から予測されるところに関しては、そういう手当てをするという予算を出しております。

金厚委員 私のところは全く門外漢なのですが、話に聞くとイノシシなんかは電気柵をしたらそこにいなくなるけれども次の田んぼへ行くと。順番に横に行くと聞いています。それで今、電気柵に年間3,000万円も使ってきているということは、どんどん追いついていくだけで、ただ拡散しているだけだと私は思うのです。それで、質問は、それは田んぼ一帯に言う田だけなのですよ。畑はどうなっているのですか。

農林水産部長 畑も同様でございます。被害があれば少し対象になります。

金厚委員 そうしたら、例えば畑でもジャガイモだとか、いろいろな作物をつくっていますけれども、そこでやはり猿の被害が出てきているらしいのですよ。そのための電気柵とか一猿に電気柵が通用するかどうか私はわからないのですけれども……。

農林水産部長 猿は猿用の電気柵がございます。イノシシですと1メートル当たり二百五十、二百六十円くらいからできるのですけれども、猿の場合は高さもかなり高くなりますので、1メートル当たり1,000円以上一ちょっとしますので、メートル数をなかなか稼げないのですけれども、やればそれなりの効果があります。ただ、作物をほんのわずかしつつくってないとかそういう場合は設置するのも面倒くさいという方もおられますので、要望はちゃんと聞いてそれに対して電気柵の提供を行っております。

金厚委員 ということは、今言われたように猿でもオーケーだということは一単価的に高いですけれども、それは申請すればオーケーだということですね。

農林水産部長 そのとおりでございます。

金厚委員 わかりました。そういった苦情というよりは、どうなっているのかという問い合わせが結構あるものですから、イノシシはもちろんわかっているのですけれども猿のほうはどうするのか、単価的なものもですね。そういうものも申請すればよろしいということですよ。

農林水産部長 はい。

金厚委員 もう1点、質問になるのかわからないのですが、今ここにいる議員の中で数年前から議員をしている経験者ならわかると思うのですが、旧山田村のカントリーエレベーターの話をちょっと聞かせてもらえないですか。どういうことかという、ことしの3月に管理委託を延長しましたよね。それでその延長した条件などいろいろなことがありますしー私が聞いたところによると4年から5年に延長となっていますよね。四、五年後、機械関係がまともなのかどうなのか、4年後、5年後のことを心配しているのですよ。新しい議員さんもいるので、カントリーエレベーターのことをちょっと説明してください。

農林水産部長 かつて山田村時代に村のほうでカントリーエレベーターをつくられて、今、市のほうに移って

きたというものです。それで市のほうで山田村農協に委託しているような状況でございます。かれこれ十何年経っていると。詳しいことはちょっとわからないのですが、以前一度、傷んだところを改修しております。今後もしずれは大規模改修をしなくてはいけないというときが来るかと思えます。そういうときのために山田村農協では積立金ですか—そういう修繕費を積み立てているというような現状です。

金厚委員 ということは、山田村農協とそういうような打合せをしながら管理委託をお願いしたという解釈をしてよろしいですか。

農林事務所長 旧山田村のカントリーエレベーターについては管理委託というよりは長期貸付けということで、ことし3月の議会に提案しまして、現在4月1日から無償貸付けという契約を結びまして、山田村農協のほうで運営してもらおうということで、そのあとの修繕等につきましては全て山田村農協のほうで対応していただきたいという契約になっておりまして、今ほど部長もおっしゃったとおり、積立金などを使って今後は修繕等を行っていくということでございます。

金厚委員 今ほど言われた中身の無償貸付けのことはよく理解しております。無償にせざるを得ないとい

うことについても私もよく理解しているのですけれども、私が心配しているのはやはり4年後、5年後に、無償貸付けであろうが委託が終われば山田村農協にしてみたら大変なお荷物になるわけですよ。農林水産部の皆さんもそれはよくわかっておられるでしょう。ですから、そういうようなことも考えて何かアドバイスできることがあれば山田村農協に対してそれなりの対応をしてあげてほしいなという思いもあります。そこら辺だけをお願いして、これはあくまでもお願いですから、それを聞いてほしいなという思いであります。私はこれでいいです。

柞山委員

稲作についてですが、ことしで農地直接補償—今現在1反当たり7,500円ということですが、それが来年からなくなるということで、これは稲作農家にとっては大変大きな問題だと思います。それで心配もしておられると思いますが、特に農林水産部長は対応も含めて国の動きなり、あるいは県の動きなり、この直接補償がなくなった場合の—所得補償がなくなった場合、どういう対策があり、どういう方法があるのか現状、所感をお聞きしたいと思います。

農林水産部長

これに関しては、かつて民主党が政権を取られたときに、水稲作付に対して10アール当たり1万5,000円を国から直接支払われていた

のですけれども、それ以前は必要なかったわけです。それに戻るかなという気持ちでおります。ただ、いきなりなくなるというのは農家の方々にとっては大変苦しいかなとは存じます。農家の方々に頑張っていたいただきたいのはやはり集積・集約化ですよね。それを今以上にやっていただいて、とにかくコストダウンに励んでいただく、それしかないのかなと。私は今そう感じています。それに対して国でもいろいろな機会にも助成をいたしますし、市でもいろいろな支援をしていきたいなとは思っております。

柞山委員

民主党政権のときに1反当たり1万5,000円—私の思いですが、概算で、1反当たりどれだけであればペイできるかということを経済水産省で当時査定されて1万5,000円の数字を出されたと思うのです。それ以来、それがあつたために米価が下がって、今は少し戻しつつありますが、最終的にはこの米価の安定—いわゆるコストを削減するといっても農家には限度があります。今、JAでも肥料や農機具の値段を下げるといっても限度があります。この需給バランスをどう取っていくかということが一番かなめだと思うのですが、どう思われますか。

農業水産課長

国のほうでは30年産米から行政による生産数量目標の配分をやめると言っておられます。そ

れで、国が言うには、それぞれの産地が需要に見合う生産をしてほしいというふうに言っておられます。これはどういうことかといえますと、それぞれの産地が自分のところで売れる分だけを生産してくれと。そうすることによって全体としても売れる分のコメだけしか生産しないことになって、過剰生産がなくなります。過剰生産がなくなれば、需給が均衡して価格が安定するのではないですかという理屈です。実際、30年産から国が配分を行わなくなって、それぞれの産地が独自でコメの生産目標を立ててやっていくということになりますが、これは国が都道府県に対して配分は行わなくなるのですけれども、実際そういうことになると現場が混乱しますので、各都道府県ではそれぞれの県で生産目標を設定して、これまでと同様の形で地域再生協、農協等に流していくことになります。実際そのような形で取り組まれていけば、理屈上は過剰米が減少して価格が安定すると。これは平成27年度から生産数量目標が達成されてきて過剰米がだんだん減ってきております。それに合わせてやはりコメの価格も安定して少しずつですが価格も上がってきておりますので、この取組みを進めていくことが重要だというふうに考えております。

柞山委員

今、農業水産課長がおっしゃったとおりでござ

います。今までも過剰作付しながら報告義務もないものですから、各県、歩調をとられなくて米価の価格を下げてきたという現象があったのですね。今おっしゃったとおり、各県がやはり実績を、どれだけちゃんと達成したかということをお互いに報告義務を持たせてやっていく。機会があるごとに県の会議あるいは県から全国会議にそのことを伝えてもらうようにお願いします。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

以上で、農林水産部所管分を終了いたします。これで、6月定例会の当委員会に付託されました、全議案の審査は終了いたしました。

これをもって、平成29年6月定例会の商工農林水産委員会を閉会いたします。

平成29年6月定例会
商工農林水産委員会記録署名

委員長 成田光雄

署名委員 橋本雅雄

署名委員 佐藤則寿